

自転車専門雑誌を活用したビワイチ情報発信業務 公募型プロポーザル方式提案者募集要項

1 業務名

自転車専門雑誌を活用したビワイチ情報発信業務

2 業務場所

滋賀県全域

3 業務の目的

本市では、昨今スポーツ自転車を中心とした自転車人気の高まりを背景に、滋賀県内においても琵琶湖を自転車で一周する「ビワイチ」の人気の高まる中、ビワイチ自体の認知度向上を図るとともに、そのうえで「守山市を起点としたビワイチ」をキーワードに守山市の認知度向上とサイクリストの誘客を図る目的でPR動画の配信や推奨コースマップの制作などを行ってきた。

本業務は、国内のサイクリストに「発着地として守山市に訪れ、守山市からビワイチ、サイクリングを楽しみたい」と感じていただき、今春以降の守山市へ誘客につなげることを目的とする。

4 業務内容

別紙「自転車専門雑誌を活用したビワイチ情報発信業務特記仕様書」のとおり

5 見積上限価格

金 1,200,000 円（消費税および地方消費税を除く。）

6 履行期間

契約締結日から平成 30 年 3 月 30 日まで

7 参加資格要件

(1) 実績

- ・自転車専門雑誌の月刊誌を自社で企画・編集・発行を行っていること。
- ・自転車専門雑誌の月刊誌の平均発行部数が 10 万部以上あること。
- ・平成 26 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの期間に、他自治体において、本業務と同種・類似の自転車専門雑誌の月刊誌を活用した情報発信業務を 2 件以上受託した実績を記載すること。ただし、公告日の前日までに完了し引渡し済みとなっていないものは件数に含めないものとする。

(2) 撮影・調整・取材等

- ・撮影に必要な各施設等との取材交渉が受注者で行える者
- ・撮影に必要な被写体・自転車を受注者で手配できる者
- ・各種法令を遵守したプロモーションが展開できるよう、必要機関との調整をできる者

(3) その他

以下の項目に該当する者は、参加資格を有しないものとする。

- ・地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項または第 2 項の規定に該当する者。
- ・経営状態が健全でなく、市税等を滞納している者。
- ・会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更正手続開始の申立てがなされている者または民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者。
- ・次に規定する者およびこれらの者が役員等になり、またはその経営に実質的に関与している法人その他の団体。

ア 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号。

以下「法」という。) 第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。

イ 暴力団員 法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員

ウ 暴力団関係者 次の(ア)から(エ)までのいずれかに該当する者をいう。

(ア) 自己、自社もしくは第三者の不正な利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者

(イ) 暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与する等、直接的もしくは積極的に暴力団の維持もしくは運営に協力し、または関与している者

(ウ) 暴力団もしくは暴力団員と社会的に避難されるべき関係を有している者

(エ) 暴力団、暴力団員または(ア)から(ウ)までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用する等している者

8 選定条件

参加申込書を提出したもので、上記 7 参加資格要件(1)から(3)をすべて満たすものを指名する。

9 参加申込みおよび受付

(1) 参加申込みおよび受付の方法

下記 10 の提出書類を、持参または郵送により提出すること。なお、郵送による場合は、受付期間内必着とする。(消印有効ではない)

(2) 受付場所

守山市総合政策部地域振興・交通政策課

(3) 受付期間

平成 30 年 1 月 10 日(水)から平成 30 年 1 月 23 日(火)正午まで

10 提出書類

以下の書類を提出することとする。なお、平成 29 年度 守山市役務委託等業務業者登録名簿に登録のある業者については、下記(3)から(7)は不要とする。

(1) 公募型プロポーザル参加申込書

(2) 実績のわかる書類（様式 2-2）

(3) 法人に係る登記事項証明書または商業登記簿謄本（法人の場合）

(4) 身元証明書（個人の場合）

(5) 印鑑証明書（発行日から 3 カ月以内）

(6) 納税証明書（発行日から 3 カ月以内）

【法人の場合】

国税：法人税、消費税および地方消費税

県税：法人事業税、法人都道府県税

市税：法人市町村税、固定資産税

(7) 委任状（支店または営業所と取引をする場合）

11 プロポーザルの実施概要

(1) 提案時期

平成 30 年 1 月 23 日(火)正午を提案書提出期限とする。

(2) 実施要領の入手方法

平成 30 年 1 月 10 日(水)、守山市総合政策部地域振興・交通政策課窓口にて配布するとともに、本市のホームページに掲載する。なお、窓口における配布は土日祝日を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までに限る。

(3) 事業の全体スケジュールおよび受注者決定までの事務手順

以下に全体のスケジュールを示す。詳細は、別紙『公募型プロポーザル方式実施要領』のとおり。

・実施要項発表	平成 30 年 1 月 10 日（水）	
・質問締切	1 月 12 日（金）	
・質問回答	1 月 16 日（火）	
・提案書提出期限	1 月 23 日（火）	必着
・審査通知発表・発送	1 月 25 日（木）	（予定）

12 質疑応答

本プロポーザルに関連して疑義のある方は、質問書（様式5）にて、平成30年1月12日（金）までに上記9（2）提出場所宛に提出すること。提出方法は、電子メールまたはFAX、郵送等（当日消印有効）によるものとする（提出された場合には、受信確認の連絡をすること）。電話および口頭による受付は不可とする。

質問書の内容およびそれに対する回答は市ホームページにて1月16日（火）までに掲載する。

13 問い合わせ先

〒524-8585 滋賀県守山市吉身二丁目5番22号

守山市総合政策部地域振興・交通政策課 担当：杉本・三品

電話 077-582-1165

FAX 077-582-0539

E-mail chiikishinko@city.moriyama.lg.jp